別紙3

郡上市の給与・定員管理等について

1　総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考) 平成18年度の人件費率
平成 19年度	人 47,823	千円 28,721,609	千円 1,127,076	千円 5,272,198	% 18.4	% 17.4

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
平成 19年度	人 666	千円 2,416,162	千円 413,614	千円 985,378	千円 3,815,154	千円 5,728

(参考) 一般市平均 一人当たり給与費
千円 6,032

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
　　2　職員数は、平成19年４月１日現在の人数である。

（3）特記事項

- **平成16年3月1日合併**
- **平成17年度及び平成18年度の2年間、一般職職員の給与抑制措置を実施**

（4）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

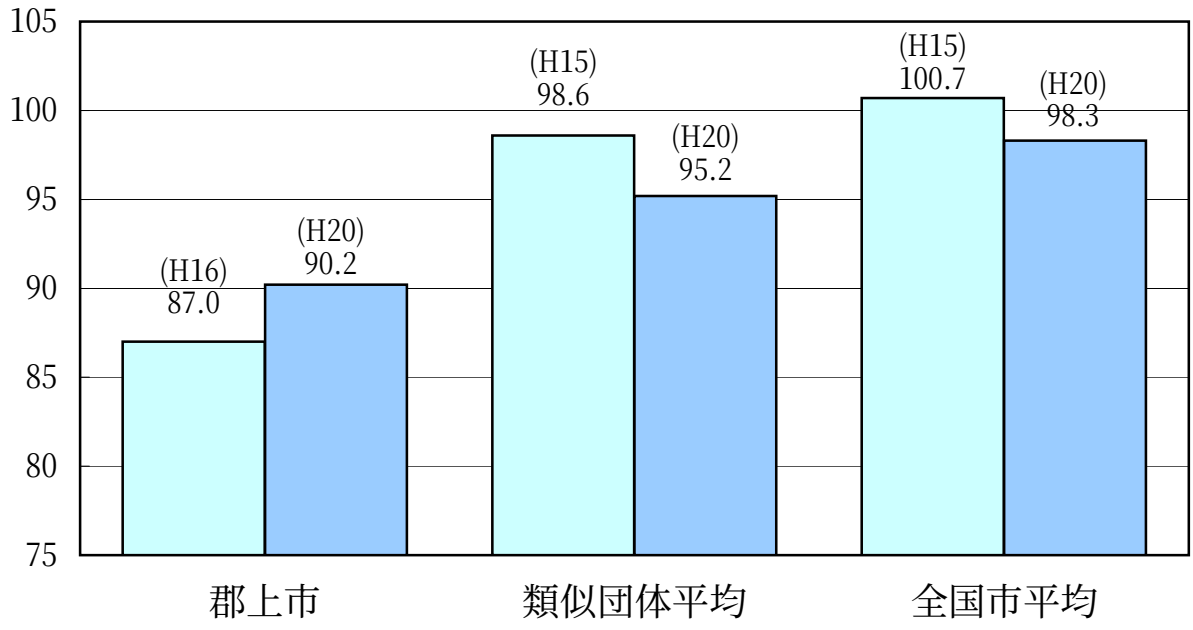

（注）1　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
　　2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

（５）給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告 民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧　告 (改定率)	給与改定率	(参考) 国の改定率
平成20年度	円	円	円 (　　%)	%	%	%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区　分	人事委員会の勧告 民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧　告 (改定月数)	年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
平成20年度	月	月	月	月	月	月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成２０年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
郡上市	43.6　歳	312,600　円	358,048　円	333,622　円
岐阜県	42.1　歳	341,349　円	404,511　円	374,834　円
国	41.1　歳	325,113　円	－	387,506　円
類似団体	43.3　歳	329,780　円	374,819　円	356,762　円

②技能労務職

区　分	公務員 平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	民間 対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	参考 A／B
郡上市	47.3　歳	69　人	240,200　円	265,917　円	251,804　円	－	－	－	－
うち清掃職員	45.2　歳	17　人	256,900　円	288,300　円	276,963　円	廃棄物処理員	43.6　歳	299,700　円	96.2
うち学校給食員	50.9　歳	4　人	249,200　円	250,750　円	249,200　円	調理士	42.2　歳	284,300　円	88.2
うち用務員	52.3　歳	5　人	252,900　円	255,140　円	252,900　円	用務員	53.9　歳	225,900　円	112.9
うち自動車運転手	45.6　歳	4　人	266,500　円	295,575　円	293,513　円	自動車運転手	53.1　歳	257,200　円	114.9
うちその他	47.4　歳	39　人	227,600　円	255,885　円	236,594　円	－	－　歳	－　円	－
岐阜県	50.8　歳	339人	327,084　円	362,409　円	343,885　円	－	－	－	－
国	48.9　歳	4,784人	284,679　円	－	320,623　円	－	－	－	－
類似団体	47.7　歳	35　人	303,102　円	325,939　円	316,383　円	－	－	－	－

区　分	参考 年収ベース(試算値)の比較 公務員(C)	民間(D)	C／D
郡上市	－	－	－
うち清掃職員	4,572,156円	4,170,000円	109.7
うち学校給食員	4,104,800円	3,879,100円	105.9
うち用務員	4,213,200円	3,227,400円	130.6
うち自動車運転手	4,798,956円	3,821,800円	125.6
うちその他	－	－	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成17～19年の3ヶ年平均)
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末･勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小･中学校（幼稚園）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
郡上市	45.4　歳	308,300　円	328,309　円
岐阜県	43.3　歳	389,156　円	440,979　円
類似団体	43.8　歳	330,192　円	348,403　円

④看護･保健職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
郡上市	42.0　歳	290,100　円	333,921　円	295,259　円
都道府県	39.5　歳	323,485　円	396,055　円	353,240　円
国	37.8　歳	284,331　円	―	321,089　円
類似団体	39.9　歳	300,478　円	347,423　円	312,724　円

（注）１　「平均給料月額」とは、平成２０年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

（２）職員の初任給の状況（平成２０年４月１日現在）

区　分		郡上市	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	172,200　円	178,800　円	172,200　円
	高校卒	140,100　円	144,500　円	140,100　円
技能労務職	高校卒	137,200　円	144,500　円	―
	中学卒	129,200　円	133,100　円	―
教育職	大学卒	172,200　円	199,700　円	―
	高校卒	140,100　円	―　円	―
看護･保健職	大学卒	201,100　円	円	―
	短大卒	180,500　円	円	―

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成２０年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	237,760　円	265,266　円	328,400　円
	高校卒	197,250　円	239,867　円	295,950　円
技能労務職	高校卒	179,433　円	199,900　円	208,500　円
	中学卒	―　円	―　円	215,800　円
教育職	大学卒	―　円	―　円	―　円
	短大卒	―　円	―　円	―　円
看護･保健職	大学卒	―　円	299,600　円	―　円
	短大卒	246,188　円	253,800　円	318,700　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数の状況（平成２０年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1　級	主事	人 42	% 8.9
2　級	主任	人 95	% 20.3
3　級	係長、主任主査、主査	人 130	% 27.7
4　級	課長補佐	人 129	% 27.5
5　級	課長、主幹	人 59	% 12.6
6　級	部長、地域振興事務所長	人 14	% 3.0

（注）１　郡上市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

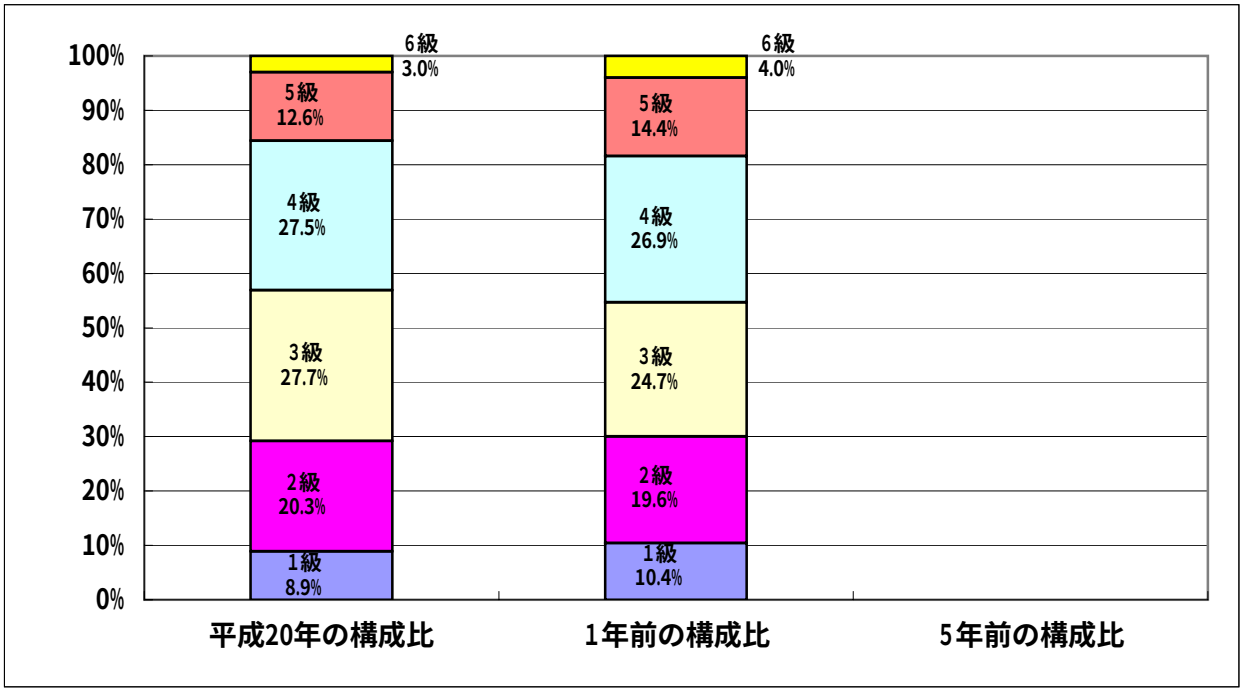

（注）平成１８年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

（２）昇給への勤務成績の反映状況

単位：人

区　分	A 極めて良好	B 特に良好	C 良　好	D やや良好でない	E 良好でない	合　計
管理職層		20	44			64
中 間 層		92	244	1		337
初 任 層		43	157			200
合　計		155	445	1		601

(注) 対象者は、市長部局の行政職給料表適用者である。

４　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

郡　上　市	岐　阜　県	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,498　千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,829　千円	―
(平成20年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.0　月分　1.5　月分 (　1.6　)月分　(　0.75)月分	(平成20年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.0　月分　1.50　月分 (　1.6　)月分　(　0.75)月分	(平成20年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.0　月分　1.5　月分 (　1.6　)月分　(　0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15% 	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理加算　15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成20年6月期　　単位：人

区　分	S 特に優秀	A 優　秀	B 良　好	C 良好でない	D 良好でない	合　計
特定幹部職員			64			64
特定幹部以外			537			537
合　計			601			601

平成20年12月期　　単位：人

区　分	S 特に優秀	A 優　秀	B 良　好	C 良好でない	D 良好でない	合　計
特定幹部職員	2	22	40			64
特定幹部以外	57	172	307	1		537
合　計	59	194	347	1		601

(注) 対象者は、6月期及び12月期のいずれも、市長部局の行政職給料表適用者である。

（２）退職手当（平成２０年４月１日現在）

郡　　上　　市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	21 .0　月分	27 .3　月分	勤続20年	23 .5　月分	30 .55 月分
勤続25年	33 .75 月分	42 .12 月分	勤続25年	33 .5　月分	41 .34 月分
勤続35年	47 .5　月分	59 .28 月分	勤続35年	47 .5　月分	59 .28 月分
最高限度額	59 .28 月分	59 .28 月分	最高限度額	59 .28 月分	59 .28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
(退職時特別昇給	―	)			
1人当たり平均支給額	3,562 千円	22,173 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成１９年度に退職した職員に支給された平均額である。

（３）地域手当

（平成２０年４月１日現在）

支給実績(平成19年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(平成２２年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

（４）特殊勤務手当（平成２０年４月１日現在）

支給実績（平成19年度決算）	63,957 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	218,283 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	28.4 %
手当の種類（手当数）	13

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
死体取扱手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人の救護及び行旅死亡人の死体処理作業	1体1,000円。ただし、心身に著しい負担を与える場合1体2,000円
火葬手当	右記の業務に従事する職員	死体の火葬等の業務	1体5,000円
清掃業務手当	環境衛生センター、郡上クリーンセンター及び郡上北部クリーンセンターに勤務する職員	廃棄物処理業務	1日150円
家畜診療手当	家畜の診療業務に従事する獣医師	家畜診療業務	1日1,000円
家畜人工授精手当	家畜の人工授精に従事する職員	家畜人工授精業務	1日150円
へき地診療･住民健診手当	病院、診療所等に勤務する医師	医療業務	市内1回5,000円 市外1回10,000円
夜間看護手当	①郡上市民病院に勤務する助産師、看護師、准看護師 ②白鳥病院に勤務する助産師、看護師、准看護師 ③和良病院に勤務する助産師、看護師、准看護師	夜間看護業務	①1回6,800円 ②1回4,300円 ③1回2,500円
夜間介護手当	①郡上市民病院、白鳥病院及び郡上偕楽園に勤務する介護福祉士等 ②和良病院及び和良介護老人保健施設に勤務する介護福祉士等	夜間介護業務	①1回3,800円 ②1回2,500円
放射線取扱手当	病院及び診療所等に勤務する診療放射線技師	診療放射線業務	1日150円
薬物細菌等取扱手当	病院、診療所等に勤務する臨床検査技師	臨床検査業務	1日150円
早朝勤務手当	病院及び診療所等において給食調理業務に従事する職員	早朝の給食調理業務	1日150円
消防手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消防業務	1日150円
救急救命手当	救急救命業務に従事する職員	救急救命業務	1日150円

（５）時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	191,171 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	251 千円
支給実績（平成18年度決算）	144,781 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	217 千円

（６）その他の手当（平成２０年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成１９年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成１９年度決算）
扶養手当	●配偶者：月額13,000円 ●その他の扶養親族 ：月額6,000円 ・配偶者がない場合、そのうち1人は11,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合、そのうち1人は6,500円 ●16歳から22歳の間にある子については、当該年度中は月額5,000円を加算	同じ	―	143,440　千円	269,118　円
住居手当	●借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃額に応じ月額27,000円まで ●自宅に係る手当 月額2,500円（新築又は購入の日から5年間）	同じ	―	22,348　千円	178,784　円
通勤手当	●交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで ●自動車等使用者 片道2km以上の使用者に対し距離に応じ月額2,000円から月額24,500円まで	同じ	―	63,667　千円	80,084　円
初任給調整手当	次の職員に対して、採用による欠員の補充が困難であると認められる場合に一定の期間支給する。 ●医師・歯科医師 最高　月額306,900円 ●医療系技官 最高　月額50,000円 ●その他の特殊・専門的知識を必要とする職 月額2,500円	同じ	―	77,468　千円	3,227,833　円
宿日直手当	●一般の宿日直：4,200円/回 ●特別の宿日直 ①医師：20,000円/回 ②獣医師等：10,000円/回 ③人工授精師：7,200円/回 ※勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額	同じ	―	74,225　千円	145,254　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ	―	24,095　千円	128,165　円
管理職手当	●一般行政職の場合（給料に対する支給割合） ①地域振興事務所長：8% ②部長：8% ③課（所・室）長：6% ④主幹、現地機関の長等：4% ※平成19年4月1日より定額化を実施しており、定額化後の手当額が平成19年3月31日現在の手当額に達しない場合は、経過措置によりその差額を平成22年度まで段階的に縮小して支給する。	異なる	支給率	42,797　千円	368,940　円
寒冷地手当	国に準じ、経過措置として、平成16年度及び17年度は改正前の額を支給（据置き）。平成18年度から逓減措置を講じ、平成21年度までに経過措置を完了する。	同じ	―	2,654　千円	32,765　円

５　特別職の報酬等の状況（平成２０年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	市長	850,000 円 (－ 円)	940,000 円／	259,000 円
	副市長	680,000 円 (－ 円)	769,000 円／	249,000 円
	収入役	－ 円 (－ 円)	円／	円
報酬	議長	380,000 円 (－ 円)	598,000 円／	230,000 円
	副議長	320,000 円 (－ 円)	522,000 円／	200,000 円
	議員	288,000 円 (－ 円)	465,000 円／	180,000 円
期末手当	市長 副市長 収入役	(平成20年度支給割合) 4.45 月分		
	議長 副議長 議員	(平成20年度支給割合) 4.45 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	850,000円×在職年数×5	17,000千円	任期毎
	副市長	680,000円×在職年数×3	8,160千円	任期毎
	収入役	―	―	―
	備考			

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
３　平成17年4月1日より収入役を設置せず、収入役の事務は平成19年3月31日まで助役が兼掌していた。
なお、平成19年4月1日からは地方自治法の改正に伴い、収入役に替えて一般職である会計管理者が行っている。

6　職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 平成19年	職員数 平成20年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	143	130	△ 13	事務の合理化他
		税務	25	24	△ 1	業務増による増員
		農林水産	65	55	△ 10	事務の合理化他
		商工	28	28	0	
		土木	44	48	4	業務増による増員
		民生	123	109	△ 14	事務の合理化他
		衛生	62	63	△ 1	事務の合理化他
		計	493	460	△ 33	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　96.19　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　75.06　人)
	教育部門		94	87	△ 7	事務の合理化他
	消防部門		80	82	2	業務増による増員
	小計		667	629	△ 38	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　131.53　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　98.56　人)
公営企業等部門	病院		267	268	1	業務増による増員
	水道		19	19	0	
	下水道		16	16	0	
	その他		71	81	10	業務増による増員他
	小計		373	384	11	
合計			1,040 [1,138]	1,013 [1,138]	△ 27 [0]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　211.82　人

（注）1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2　[　　]内は、条例定数の合計である。

（2）年齢別職員構成の状況（平成２０年４月１日現在）

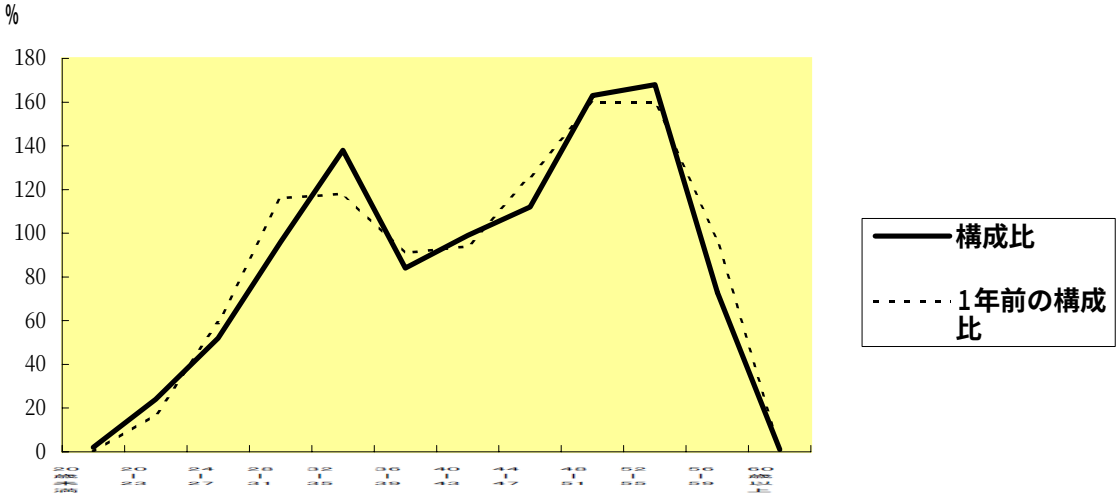

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 24	人 52	人 96	人 138	人 84	人 99	人 112	人 163	人 168	人 73	人 1	人 1,012

（３）定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成１７年４月１日～平成２２年４月１日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 1,084	人 981	人 103	% 9.5

（参考）郡上市定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始　期	終　期	
平成17年4月1日	平成25年4月1日	約14%の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部門	区分	平成17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年～22年 計	（参考） 数値目標
一般行政	職員数	544	522	493	460			―	397
	増減		△ 22	△ 29	△ 33			△84（57.1%）	△147
教　育	職員数	99	93	94	87			―	77
	増減		△ 6	1	△ 7			△12（54.5%）	△22
消　防	職員数	76	78	80	82			―	82
	増減		2	2	2			6（100.0%）	6
公営企業等会計	職員数	365	371	373	384			―	373
	増減		6	2	11			19（237.5%）	8
計	職員数	1,084	1,064	1,040	1,013			―	929
	増減		△ 20	△ 24	△ 27			△71（45.8%）	△155

（注）１　計画期間は、１７年度～２４年度である。
２　（　%）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
３　増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7　公営企業職員の状況

（1）　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 平成18年度の総費用に占める職員給与費比率
平成 19年度	千円 269,812	千円 24,048	千円 67,380	% 25.0	% 24.3

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
平成 19年度	人 9	千円 34,865	千円 5,071	千円 13,605	千円 53,541	千円 5,949	千円 6,874

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、平成１９年３月３１日現在の人数である。

イ　特記事項

･平成16年3月1日合併

･平成17年度及び平成18年度の2年間、一般職職員の給与抑制措置を実施

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成２０年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
郡上市	46.7　歳	331,611　円	502,797　円
団体平均	45.5　歳	374,552　円	571,242　円
事業者	ー　歳		ー　円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

郡　上　市	市町村　(一般行政職･団体平均等)
1人当たり平均支給額 (平成19年度) 1,531　千円	1人当たり平均支給額 (平成19年度) 1,792　千円
(平成20年度支給割合) 期末手当　3.0　月分　(　1.6　)月分 勤勉手当　1.5　月分　(　0.75　)月分	(平成20年度支給割合) 期末手当　3.0　月分　(　1.6　)月分 勤勉手当　1.5　月分　(　0.75　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（平成２０年４月１日現在）

郡　上　市			市町村　(一般行政職･団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	21 .0　月分	27 .3　月分	勤続20年	21 .0　月分	27 .3　月分
勤続25年	33 .75 月分	42 .12 月分	勤続25年	33 .75 月分	42 .12 月分
勤続35年	47 .5　月分	59 .28 月分	勤続35年	47 .5　月分	59 .28 月分
最高限度額	59 .28 月分	59 .28 月分	最高限度額	59 .28 月分	59 .28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
(退職時特別昇給	－	)	(退職時特別昇給	－	)
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	－ 千円	16,498　千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成１８年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

（平成２０年４月１日現在）

支給実績(平成19年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

（平成２２年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ　特殊勤務手当（平成２０年４月１日現在）

支給実績(平成19年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)			%
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ　時間外勤務手当

支給実績（平成１９年度決算）	1,783 千円
職員１人当たり平均支給年額（平成１９年度決算）	255 千円
支給実績（平成１８年度決算）	934 千円
職員１人当たり平均支給年額（平成１８年度決算）	234 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（平成２０年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
扶養手当	●配偶者：月額13,000円 ●その他の扶養親族 ：月額6,000円 ・配偶者がない場合、そのうち1人は11,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合、そのうち1人は6,500円 ●16歳から22歳の間にある子については、当該年度中は月額5,000円を加算	同じ	―	1,812　千円	302,000　円
住居手当	●借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃額に応じ月額27,000円まで ●自宅に係る手当 月額2,500円（新築又は購入の日から5年間）	同じ	―	3　千円	2,500　円
通勤手当	●交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで ●自動車等使用者 片道2km以上の使用者に対し距離に応じ月額2,000円から月額24,500円まで	同じ	―	753　千円	94,125　円
管理職手当	●一般行政職の場合（給料に対する支給割合） ①地域振興事務所長：8% ②部長：8% ③課（所・室）長：6% ④主幹、現地機関の長等：4% ※平成19年4月1日より定額化を実施しており、定額化後の手当額が平成19年3月31日現在の手当額に達しない場合は、経過措置によりその差額を平成22年度まで段階的に縮小して支給する。	異なる	支給率	296　千円	296,000　円
寒冷地手当	国に準じ、経過措置として、平成16年度及び17年度は改正前の額を支給（据置き）。平成18年度から逓減措置を講じ、平成21年度までに経過措置を完了する。	同じ	―	―　千円	―　円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア　平成１７年４月１日～平成２２年４月１日における定員管理の数値目標

※定員適正化計画については市全体として策定しているため、本項目は省略する。

イ　定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

→6(3)②を参照